

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 3676
- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】 3680

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 3681

北九州市公告第931号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年11月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西鉄ストア到津店
北九州市小倉北区上到津四丁目6番10号
- 2 大規模小売店舗の設置者
西日本鉄道株式会社
代表取締役社長 倉富純男
福岡市中央区天神一丁目11番17号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - ア 変更前 午後11時
 - イ 変更後 午前2時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時～午後11時
 - イ 変更後 午前8時～午前2時
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 変更前 午前6時から午後4時まで
 - イ 変更後 午前6時から午後10時まで
 - (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前 2,235㎡
 - イ 変更後 2,842㎡
- 4 変更する年月日
 - (1) (2) (3) の変更 平成27年2月1日
 - (4) の変更 平成27年6月23日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成26年10月23日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年11月6日から平成27年3月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成27年3月5日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 9 3 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 2 6 年 1 1 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ小倉愛宕店

北九州市小倉北区愛宕一丁目 5 番 6 5 号

2 大規模小売店舗を設置する者

西部ガス興商株式会社

福岡市博多区千代一丁目 1 7 番 1 号

取締役社長 前川道隆

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二

(2) 変更後

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉

4 変更の年月日

平成 2 6 年 5 月 2 3 日

5 変更する理由

小売業者の代表者交替のため

6 届出年月日

平成 2 6 年 1 0 月 2 4 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年11月6日から平成27年3月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成27年3月5日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第934号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第6項ただし書の規定による許可の申請が提出されたので、同条第14項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行う。

平成26年11月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

福岡県糟屋郡新宮町美咲一丁目5番2号

株式会社ホンダカーズ博多

代表取締役社長 岩丸博紀

(2) 敷地の位置

北九州市八幡西区折尾三丁目11番5号

(3) 用途地域

第二種住居地域

(4) 建築物の用途

物品販売業を営む店舗（自動車販売業）・自動車修理工場

(5) 工事種別

新築

2 意見の聴取の日時

平成26年11月13日（木）午後2時から

3 意見の聴取の場所

北九州市八幡西区大浦三丁目9番1号

北九州市立折尾スポーツセンター 多目的ホール

北九州市上下水道局告示第46号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成26年11月6日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
4039	丸富産業 小野忠幸	北九州市若松区本町 一丁目1番33号	平成26年11月1 日から平成31年5 月31日まで